

令和 3年 8月 30日

お客様各位

(コロナ支援策)

月次支援金のご案内

平素より大変お世話になっております。林税理士社労士事務所です。

茨城県に緊急事態宣言が発出され、改めまして月次支援金をご案内申し上げます。

- ◆ **対象** 国の緊急事態宣言・まん防による時短・休業・外出自粛の影響(※1)で、
2021年の対象月の売上高が2019年又は2020年比▲50%以上(※2)

※1:時短・休業要請を受けた飲食店と取引がありその影響を受けた事業者

一般消費者を対象とする事業のため外出自粛要請の影響を受けた事業者

事業所が宣言等対象県外にある場合でも、取引先が対象県所在ならば対象

※2:一部門だけでなく事業所全体の売上高で判定

▲50%以上でも、時短・休業・外出自粛の影響でなければ対象外

※3:休業・時短営業の協力金の支給対象である飲食店は対象外

- ◆ **金額** (2019年又は2020年の基準月の売上) - (2021年の基準月の売上)
上限 法人 20万円、個人事業主 10万円

- ◆ **申請期限** 対象月の翌月から2カ月間

※該当するたびに毎月申請 緊急事態宣言・まん防が解除されると対象外

8月分→2021年10月31日 期限 ※事前確認10/26迄

9月分→2021年11月30日 期限 ※事前確認11/25迄

※このお知らせは一齐にお送りしておりますので、既に申請済であったり対象外であったりする場合には、不要のご連絡をご容赦ください。



◆ **申請手段・手順** HPのマイページから事業主自身が申請

<https://ichijishienkin.go.jp/>

- ・登録確認機関の事前確認(事業の存在と、要件を理解しているかの確認)を受ける必要があります(初回申請時のみ)。当事務所も登録確認機関です。
- ・緊急事態宣言等の影響を受けたことを示す証拠書類の保存が求められます。

- ① 事業主自身が、ホームページ上で仮登録し、申請IDを取得(初回のみ)
- ② 申請IDと電話番号、何月分の売上かを、当事務所へ連絡(初回のみ)
- ③ 当事務所にて事前確認申請(初回のみ)
- ④ 事業主自身が、ホームページ上のマイページから申請 ※③と④は別の申請

◆ **必要書類**

- ① 2019年及び2020年の対象月を含む確定申告書控え
(法人)別表一、法人事業概況説明書(各年度2枚)
(個人事業主)第一表、所得税青色申告決算書 p.1、p.2(青色申告の場合)
※別表一/第一表は收受印又は受付日時・番号の印刷のあるもの
- ② 対象月の売上台帳等(日付、商品名、販売先、取引金額、合計金額等記載)
- ③ (法人)履歴事項全部証明書(発行3か月以内)/(個人事業主)本人確認書類
- ④ 通帳写し(オモテ面+通帳を開いた表紙裏ページ)
- ⑤ 宣誓・同意書(代表者・個人事業主本人が自署)
- ⑥ 保存書類(申請には直接使いませんが、7年間保存が求められます)

・取引先と反復継続した取引又は消費者と継続した取引を示す帳簿書類及び通帳

・緊急事態宣言等の影響を受けた証拠書類(顧客名簿や統計データ等、業種によるのでHPをご確認ください)

